

高齢者住宅設備改善給付について

身体機能の低下のため、浅い浴槽への取替え、車いす利用になった場合等の低い流しへの取替え、便器の洋式化等の改善及び階段昇降機の設置を必要とする場合に、住宅設備改善給付が受けられます。また、非該当（自立）と認定された方は、予防給付として、手すりの取り付け等も対象となります。

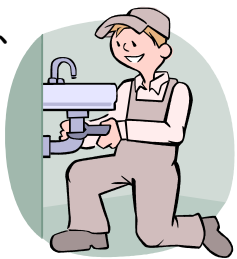
※老朽化による改修、新築、建て替え等は対象となりません。

利用できる方

※申請前に高齢者住宅設備改善アドバイザーの派遣を受ける必要があります。

介護保険料を滞納していない方で、次のいずれかに該当する方

1. 「非該当（自立）」と認定された日常動作能力が低下している方で、要介護状態への予防のための住宅設備の改善が特に必要と認められる方
2. 「非該当（自立）」または「要支援」・「要介護」と認定された方で、介護保険の対象とならない、流し・洗面台の取替え、浴槽の取替え・便器の洋式化等の改善が必要と認められる方
3. 日常的に車いすを利用しているなど、介助があったとしても階段を昇降することができない身体状況の方（階段昇降機）



支給額、改修基準・身体要件

経費の90%、80%または70%、下表の限度額の90%、80%または70%のいずれか少ない方を支給します（階段昇降機は所得に応じ0%～90%）。生活保護世帯は100%支給します。

ただし、限度額を超える部分は全額自己負担となります。

給付限度額		改修の基準・身体要件	
浴槽の取替え	379,000円	浅い浴槽への交換が必要とアドバイザーからの助言があった場合	
流し・洗面台の取替え	156,000円	車いす使用等で通常の高さのものでは使用できないため取替が必要とアドバイザーから助言があった場合	回転式のものからレバー式の蛇口に交換が必要とアドバイザーからの助言があった場合
便器の洋式化	106,000円	和式便器を洋式便器にする必要があるとアドバイザーからの助言があった場合 〔 同一住居内に洋式便器がないこと 〕	要介護および要支援認定者については、介護保険が優先（併用可）
階段昇降機	(直線) 876,000円 (曲線) 1,854,000円	日常的に車いすを使用しているなど、介助があったとしても、階段を昇降することができない身体状況の方	本人の居室から上階または下階に1階層分のみ対象
予防給付	200,000円	非該当（自立）認定者が対象 アドバイザーから予防給付が必要と助言された場合	介護予防に役立つ手すりの取付等の軽微な住宅改修（介護保険の全項目）

※予防給付は1人20万円（20万円に達するまで複数回利用可能）、その他の改修は

1世帯につき1回限りです。

裏面につづく

申請方法

着手する前に担当ケアマネジャー、おとしより相談センターに相談し、高齢者住宅設備改善アドバイザーの派遣を受けた後区に申請し、必ず事前承認を受けてください（承認前に工事に着手すると給付できません）。

<提出書類>

1. 申請書（所定様式）
 2. 工事計画書（所定様式）
 3. 工事費見積書（材料費と工費を分け、単価と数量を明記したもの）
 4. 部材等のカタログコピー
 5. 工事前の写真（撮影日が分るもの）
 6. 工事後の完成予定の状態がわかるもの（簡単な図面等）
 7. 住宅所有者の承諾書（所有者が本人、配偶者または同居の子以外の場合）（所定様式）
- （任意様式）



申請後

※改修の基準及び身体要件等が該当するかを書類審査します。

確認後、ご本人あてに決定通知と給付券、施工事業者あてに発注書を交付します。



支給申請（施工事業者が行います）

区役所からの決定通知後、改修工事を行います。

工事完了後、負担額を支払い、決定通知に同封した給付券の納入業者欄（受領者氏名）に署名し、施工事業者へ提出してください。

<支給申請の提出書類>

1. 給付券（受領者の署名のあるもの）（所定様式）
 2. 工事完了届（所定様式）
 3. 工事後の写真（工事前の写真と同アングル、撮影日がわかるもの）
 4. 申請者支払い分の領収証
 5. 請求書（所定様式）
- （任意様式）



【問合せ先】

〒104-8404 中央区築地1-1-1
福祉保健部 介護保険課 事業者支援給付係
電話 : 03-3546-5377